

鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部
を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 10 日

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 伊木 隆司

鳥取県西部広域行政管理組合条例第 6 号



鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年鳥取県西部広域行政管理条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| | 改 | 正 | 後 | 改 | 正 | 前 |
|--|---|---|--|--|---|---|
| 第53条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは従事している者若しくは従事していいた第5項の委託を受けた業務に従事して個人情報を、仮名加工情報若しくは従事して個人情報を、仮名加工情報若しくは従事して派遺労働者若しくは従事して派遺労働者の取扱いに従事している派遺労働者若しくは従事して派遺労働者の取扱いに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したもの）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 | 第53条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは従事している者若しくは従事して派遺労働者の取扱いに従事している派遺労働者若しくは従事して派遺労働者の取扱いに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したもの）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 | 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 | 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 | 第55条 職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 | 第55条 職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 | |
| | | | | | | |

附 則
(施行期日)

- この条例は、令和7年6月1日から施行する。
(経過措置)
2 この条例の施行前にした行為の处罚については、なお従前の例による。

